

令和7年10月第6回本山町議会臨時会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和7年10月9日（木） 本山町議会議場

2. 応招議員

1番 吉川 裕三	2番 川村 太志	3番 永野 栄一
4番 松繁 美和	5番 白石 伸一	6番 上地 信男
7番 中山 百合	8番 大石 教政	9番 澤田 康雄
10番 岩本 誠生		

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣	副町長 高橋 清人	総務課長 田岡 学
建設課長 中西 一洋		

8. 議事日程

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会期の決定

日程第 3. 議案第87号 上程並びに提案理由の説明

日程第 4. 議案第87号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第4号）

開会 9：00

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。すっかり秋らしくなりましたが、昼間はま

だ暑さが残っているようでございます。皆様方には大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

町長より令和7年第6回本山町議会臨時会を招集する旨告示をされました。これより臨時会を開会いたしたいと思います。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。これより令和7年第6回本山町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（岩本誠生さん）日程第1、今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 松繁美和 さん、5番 白石伸一 さんを指名いたしますので、ご両名はよろしくお願ひをいたします。

~~~~~

日程第2．会期の決定

○議長（岩本誠生さん）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第3．議案第87号 上程並びに提案理由の説明

○議長（岩本誠生さん）日程第3、議案第87号の上程並びに提案理由の説明を議題といたします。

事務局に議案名を朗読させます。松葉事務局長。

○事務局長（松葉早苗さん）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生さん）以上で朗読を終わります。

これより、町長より提案理由の説明を求めます。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）皆さんおはようございます。本日、議員の皆様にはお繰り合わせの上ご出席いただき、ここに令和7年10月第6回本山町議会臨時会が開催できますこと

に厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は、命の危険を感じるような厳しい暑さが続きました。日中はまだ残暑が残っておりますけれども、朝晩はやっと秋らしい、過ごしやすい気候となっていました。まだ今年の稻作が大きな被害に遭うこともなく、また天候に恵まれ、できがよいと生産者の方々からお伺いをしました。今収穫作業が真っただ中でございますけれども、こちらも比較的天気に恵まれ、順調に進んでいるようです。米の価格も引き続き高値が続いているようで、私は、手間暇かけたお米ですので、安定した収入につながるということを願っているところでございます。一方では、台風が次々と発生し日本に接近をしております。大きな被害が発生しないことを祈るとともに、本町においても災害への備えをしていかなければならぬと考えているところでございます。

それでは続きまして、今回提案いたしました議案は、令和7年度一般会計補正予算（第4号）の1件でございます。

議案の説明をさせていただきます。

（別紙のとおり議案提案理由説明）

以上、議案の説明をさせていただきました。何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩本誠生さん）以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第4．議案第87号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（岩本誠生さん）日程第4、議案第87号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。担当課において補足説明があればこれを許しますが。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより、逐条質疑を行います。

歳入12款分担金及び負担金について質疑はありませんか。

15款県支出金について質疑はありませんか。

19款繰越金について質疑はありませんか。

20款諸収入について質疑はありませんか。

2 1款町債について質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ここで、過疎対策事業債から緊急防災減災事業債に切り替えたという説明がありましたが、もともと、当初から消防と本町は一緒にするという設計であったと思うんですが、その時点でそうせずに今の段階で組替えということの理由をお伺いしたいです。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）松繁議員のご質問にお答えします。

当初、総額分を過疎対策事業債で組んで要望しておりました。過疎の借入れにつきましても上限もございますことから、当初緊急防災も使えるということの検討も進めておりましたけれども、過疎対策事業債で要望しております、敷地面積等の確定も今回整理ができましたことから、必要な面積を案分して、割り振って今回組み替えたという経過でございます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）分かりました。その案分によってこの金額が、減した分と増やした分との差の説明はその案分によるものというか、もうちょっとそこのあたりの説明をお願いできますか。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）建物の面積が算出されましたので、その建物の面積の割合に応じて積算をして、もろもろの工事請負費も含む金額を算出して整理をしたというところであります。

○議長（岩本誠生さん）4番、いかがですか。

もうちょっと、分かりにくいで詳しく述べます。

町長。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）すみません。当初予算では、当初のほうも過疎対策事業債の対象になりますので、全事業費を過疎債を借りるということで事業を起こした、財源を確保したものでございますけれども、県が、過疎の内示額、どうしても制限が、いわゆるシーリングというか、制限がかかりまして、要望したほかの過疎事業もありますので、どうしても全額つかなかつたということで、これは一体的に、集会所と屯所を一体的に整備するものでございますので、どうしても過疎債がつかなくて事業費を削減することはできませんので、そしたら財源をどうするのかということで、この屯所は緊急防災減災対策事業債の対象にもなると、なおかつ、交付税算入ですね、これは過疎債と同じ率だということをございましたので、財源確保として起債の種類を変更したものでございます。

当初は、過疎債で全事業対象になりますので、緊急防災減災事業債を充ててもよかったです

んでしょうけれども、過疎の対象になるので全額過疎で要望をしていたと、しかし過疎が全額つきませんでしたので、それと総務課長が説明していたとおり、面積も確定して、その分緊急防災減災事業債で要望をしたということでございます。財源確保の手段ということを考えていただけだと思います。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）別に悪いこととは思っていないんですが、その最初の段階での見込みというか、当然過疎債で言われるよう、限度があれば先に使える減災・防災のほうを最初から、請求の段階でもこの消防の部分と、集会所の部分と分かっていたわけですので、後で分かったというより最初から私は分かっていたのではないかなど、財源確保のためというけれども。少しこの最初からのこの取り組み方に若干問題があったのではないかという観点で聞いておりましたが、最終的にそれを建設、建てるまでに幸い、幸いというか災いというか、遅れておりますから、ここが間に合ったということなのか。それとも、建設途中でもこれできたんですかね。ちょっとそこもいろいろ思うんですけども。

そんなところが、事業を精査していく上で、途中で変更が悪いというわけではなくて、最初から見込まれることはきちんとしていくことが、お仕事を精査していく上で大事じゃないかなと思った観点で聞きますので。これで3回目ですので、もうこれでお終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）あの、今の質問でお分かりのとおり、最初から分かっているものは最初からやったほうがいいんじゃないかということですね。

○議長（岩本誠生さん）副町長。高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。令和7年度の当初の過疎債ですけれども、要望が3億8,650万ということで、例年よりは若干、今まで過疎債借り入れた実績よりは多い額となっております。ですから、町長も言いましたように、町といたしましては、当初につきましても過疎債の充当事業には該当するということで、積極的に過疎でいくこうということで協議をして、その後県に要望していくこうということをしておりましたけれども、第1次の県のシーリングのほうで、若干シーリングをかけられまして下がりました。その中で協議する中で、新しい緊急防災減災事業債のほうを借り入れようということでした。

事業の途中でも県の許可をいただければ、財源の変更は可能となっております。

○議長（岩本誠生さん）それはよく分かる。それは分かるけれども、消防関係だったら当然緊急防災のほうで該当するんじゃないかと、それだったら最初からそうしておきなさいと、こういう話なんですよね。率も何も一緒だったら。過疎債は別に、使う幅があるわけで、緊急防災は消防とか防災とかそれだけの問題だから、それはそれでやはり精査るべきじゃないかと、こういう指摘ですので、今後ともよろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。

休憩 9：28

再開 9：29

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに。町債について質疑はありませんか。

では歳出に移ります。

歳出2款総務費について質疑はありませんか。

3款民生費について質疑はありませんか。

4款衛生費について質疑はありませんか。

12款予備費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 質疑ないようありますので、質疑を終わります。

次に、第2表地方債について質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。この補正予算に対する総括的な質疑がある方は。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）このたびは、坂本地区の飲料水道施設のポンプの費用交換というものがありました。今回、県のほうから補助金を頂けるということでなったわけですけれども、この飲料水施設の県及び町の補助基準ですね、これがどのようにになっているのかを答弁願いたいと思います。というのは、以前、北山西で逆流弁の故障がありました。そのときは業者側の負担でということで、なかなか施設に対して補助が出なかつたというか処置ができなかつたという事情がありました。今回こういうことが許可されたということは、簡易水道と同じような、メーターから、これは当然利用者側の負担にはなりますけれども、管理義務は別にして、施設の補助基準、メーターより先から貯水池までのハード的な故障等については、こういった補助がこれからは出るんでしょうか。そのことについて答弁を願いたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）今回の事例につきましては、県と協議とか確認した上で、老朽化と基準に合致するということで補助対象と確認しております。

北山西地区については、施設ができるて確か数年足らずでそういう事例が発生して、自分が当時の担当課長でした。県のほうへ話したときに対象にならないということでした。基準というものは明確に何年たったらというものはないんですが、その施設自体が新しい場合は、なかなか採択にならないということは先ほどのような事例があります。

補助基準につきましては、県のほうのものではあるんですが、詳細なところは実際のところうたわれていなくて、都度都度内容によって協議をしていくような形になっております、なっておりますというか、ならざるを得ないというところです。今後このような事例がありましたら、ケース・バイ・ケースになるんですが、要望していき対応していくとい

うことを考えております。

以前、こういった事業がたしかなかつたんです、この中山間の事業としては。でもそういった地域の要望なども踏まえて、徐々に拡大してきているというところなので、今後そういういたところも踏まえて県のほうに要望しつつ、町のほうでも今後の事業としてできるように考えていきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）基準というのが今のところないと言っておられました。やはり、基幹部というか重要施設のところですよ。年数は関係なくて、例えば凍結があったとかいろんな問題で重要施設が故障するとなると、やはり利用者の、特に飲料水については入っている人数が少ないので、負担が物すごく大きくなるんですよね。そうすると、なかなか命の水であるそういうものが供給できなくなるということもあるので、ぜひどれくらい以上の金額になればということとかは分かりませんけれども、少なくとも今までの徴収した運営費の中でできないような範疇になるような金額であれば、利用者側が追加負担を、価格が大きいような問題を出されるとなかなか運営が難しくなるんで、その辺は考慮して県にも要望していただければと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。飲料水の供給施設につきましては、新設時点で1戸当たり15万円、これはかなり古くから金額変えていなくて、変えておりませんけれども15万円となっております。あの維持管理費については組合員の皆様で負担していただくというのが原則になっております。当然水道料を頂いておりませんので、それに代わるものについて維持補修については、地元の利用されている方、組合員の方ですね、で維持補修をしていただけます。大規模改修が発生した場合、それから災害とかということもありますけれども、そういうときにはケース・バイ・ケースで、今までも手づくりの予算を充當したりして補修をしてきたところでございます。

今回は、ちょうど県の事業にも合致するということで、これ県の事業に合致しなかつたら、町負担でもやらなくてはならなかつただろうと思っております。ポンプは2台同時で入れますので、交互運転ですので、1台でしたら1台が止まってしまうと水が止まってしまいますので、交互運転で2台入れてまして、今回の坂本地區はそのうちの1台を入れ替えるもので、もう1台のほうは古くなっていますのでちょっと能力が落ちているようですけれども、取りあえず今のところは使えるようございますので、1台は新しく入れ替えるということで、大規模改修になったときには飲料水供給施設組合の皆さんから相談を受けまして、その内容に応じてケース・バイ・ケース、手づくりであつたり県の補助金を活用したりしながら修繕をしていると。維持補修的なものは、すみませんが組合員の皆さんで負担していただきたいというケースもあります。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに総括質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）おはようございます。集会所擁壁で3か月くらいかかるということですが、全体の工期というか集会所完成はいつ頃を見込んでいるのか、あと今も迂回路もできていると思われますが、迂回路の金額は町単のほうでやっているのか、今関連して水道ポンプ、県の補助があるということなんで、今県の補助があるときに余計換えておいたほうがいいじゃないかと思われますが、県の補助もいつまで、なかなか財政も日本も厳しくなっていると思われますが。あと、要配慮者の台帳整理ということですが、避難時と情報提供等もしていかれると思いますがお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）質問内容は分かりましたか。

それでは答弁を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）大石の集会所の完成時期についてですが、先ほども言いましたが3か月ほどかかるというところです。これからちょっと詰めないといけないところがあるんですが、単純に言うと2月だったと思いますが、3か月遅れるということになりますが、先ほどの説明の最後にさせていただきましたが、3者で協議をしまして、工程というか手順ですよね、それによって一定圧縮はできると考えているところです。というところが現状でございます。

それから迂回路のほうは、こちらは議会閉会のところで若干言いましたが、入札減のところで、本体の入減のところがございました。そこで対応させていただき、早期に工事は発注して終わらしたというか迂回路は整備させていただいております。

それから、坂本地区含めた、これはなかなかたられればじゃないですけれども、あればでてくるというものではないと思っています。ただ、現状把握というものは必要かと思っていますので、そういうことを踏まえて、県へしっかりと要望というか話していくことは必要だという認識であります。県の予算の条件も踏まえまして、これからそういった要望が必要であれば、そういったことも検討していきます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）集会所は一日も早く完成するようにし、あとは水道のポンプ、交互運転、予備運転に2台ずつということですが、よく大雨等で埋まったりとかもしたり時々するようですけれども、町の取水のポンプはどれくらいで、交換はやはり毎年度か何年かに1台ずつ交換するんですか。お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）突然の質問でありますので、それについて調査していませんので、どうですか。資料がないそうですので。またそれは後で聞いていただけますか。

ほかに質疑ありませんか。総括質疑。

(発言する声なし) 総括質疑ないようですので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論のお申出はありませんか。

(発言する声なし) 討論なしと認めます。

議案第87号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第87号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第87号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで議長より申し上げたいと思います。

9月定例会におきまして、請願第7の4号 高知県国見山周辺における風力発電事業の推進を求める請願書の件について、議会で継続審議ということにいたしておりましたが、現在、総務委員会におきましては、反対のほうの請願の継続審査を行っているところであります。相反する請願書でありますので、双方の内容についてやはり慎重に検討する必要があると思いますので、この請願第7の4号につきましても、総務委員会に付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）ご異議ないようありますので、高知県国見山周辺における風力発電事業の推進を求める請願書については、総務委員会に付託をいたします。委員長のほうでよろしくお願ひを申し上げます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）以上で、本会議に付されておりました案件は終了いたしました。

よって、本臨時会は以上をもって閉会することにいたしたいと思いますが、町長からご挨拶があれば。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）本日は何かとご多用のところお集まりいただきまして、提出いたしました案件の適切な議決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、開会の挨拶でも申し上げましたが、台風シーズンもまだまだ続きます。町民の皆様が災害などに遭いませんように、そして町民の皆様と一緒に豊作の秋となることをご祈念をいたします。

議員の皆様におかれましては、ご自愛の上ますますご活躍されますようご祈念を申し上げまして、言葉たりませんけれども、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）これをもって令和7年第6回本山町議会臨時会を閉会をいたします。

ご協力ありがとうございました。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

令和7年10月9日

午前 9時45分 閉会